

No1 四日市市アセットマネジメント基金条例の制定について

今回の議案は、今後本市の公共施設を計画的に維持更新するにあたって、建替のピークや維持補修費用の増加等に対応するために、新たに「アセットマネジメント基金」を造成し、長期的な視点から年度間の財源の平準化を図るものです。今回の議案に対するご意見を募集致します。

1 制定の背景

本市が昭和40～50年代に多く建設した公共施設の老朽化が進んでいることから、施設保全や長寿命化に要する経費が増加傾向にあることに加え、10数年後から更新時期が集中し、多額の財源を要すると見込まれます。

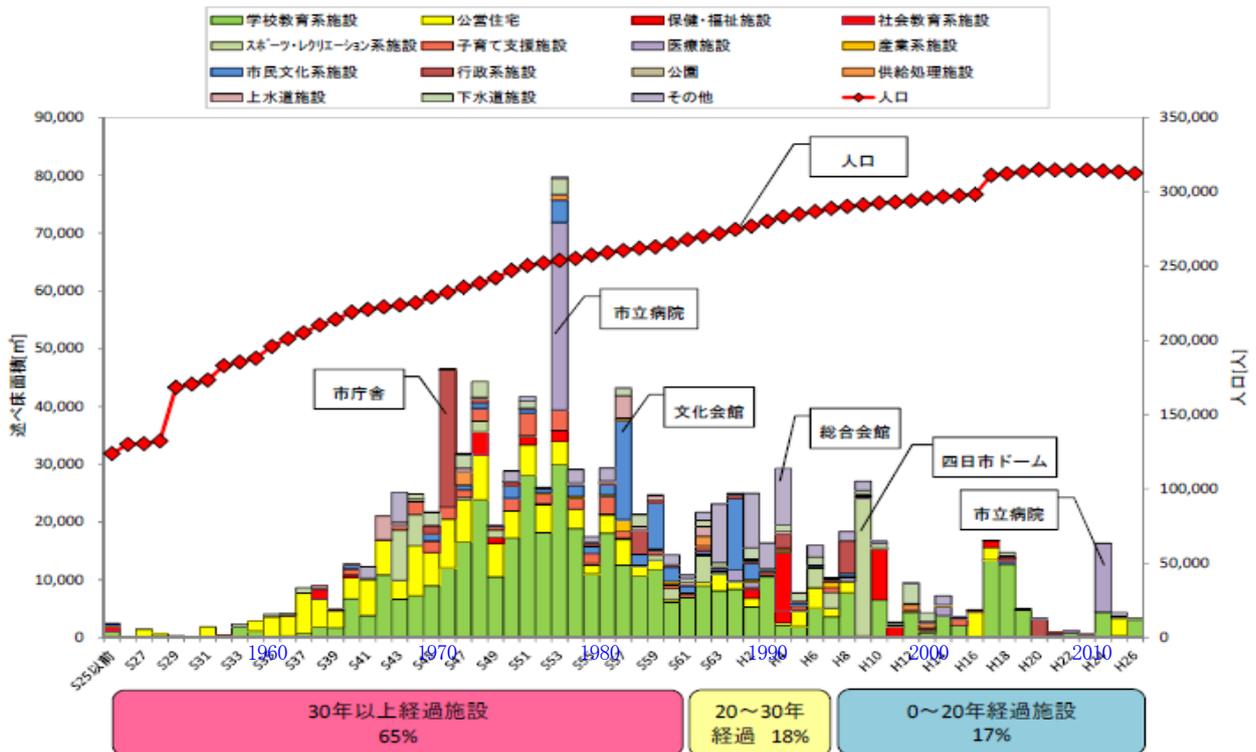
人口減少と高齢化が進む中、将来世代の負担を軽減するとともに、既存の公共施設の維持更新に要する財源を確保するため、新たな基金を造成し、長期的な視点から年度間の財源の平準化を図ります。

(1) 公共施設等の維持更新に要する費用等の長期推計

日本全国の人口推計によると、2025年に団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、さらに、高齢者人口は2040年頃のピークに向けて増加を続ける見込みです。

また、四日市市人口ビジョンにおいて、本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、合計特殊出生率及び社会増減がこのまま推移した場合、2060年に、約22万人と、現在の約70%の人口になると推計されています。

さらに、本市においては、公共施設の建築年度別の延床面積を棒グラフで示した**図1**の通り、1971～1985年頃(S40～S50年代)に建設した公共施設が多く、耐用年数60年で建て替えると想定すると、おおよそ10数年後頃から建替のピークが集中する見込みです。



(公共施設等総合管理計画 p3 より抜粋)

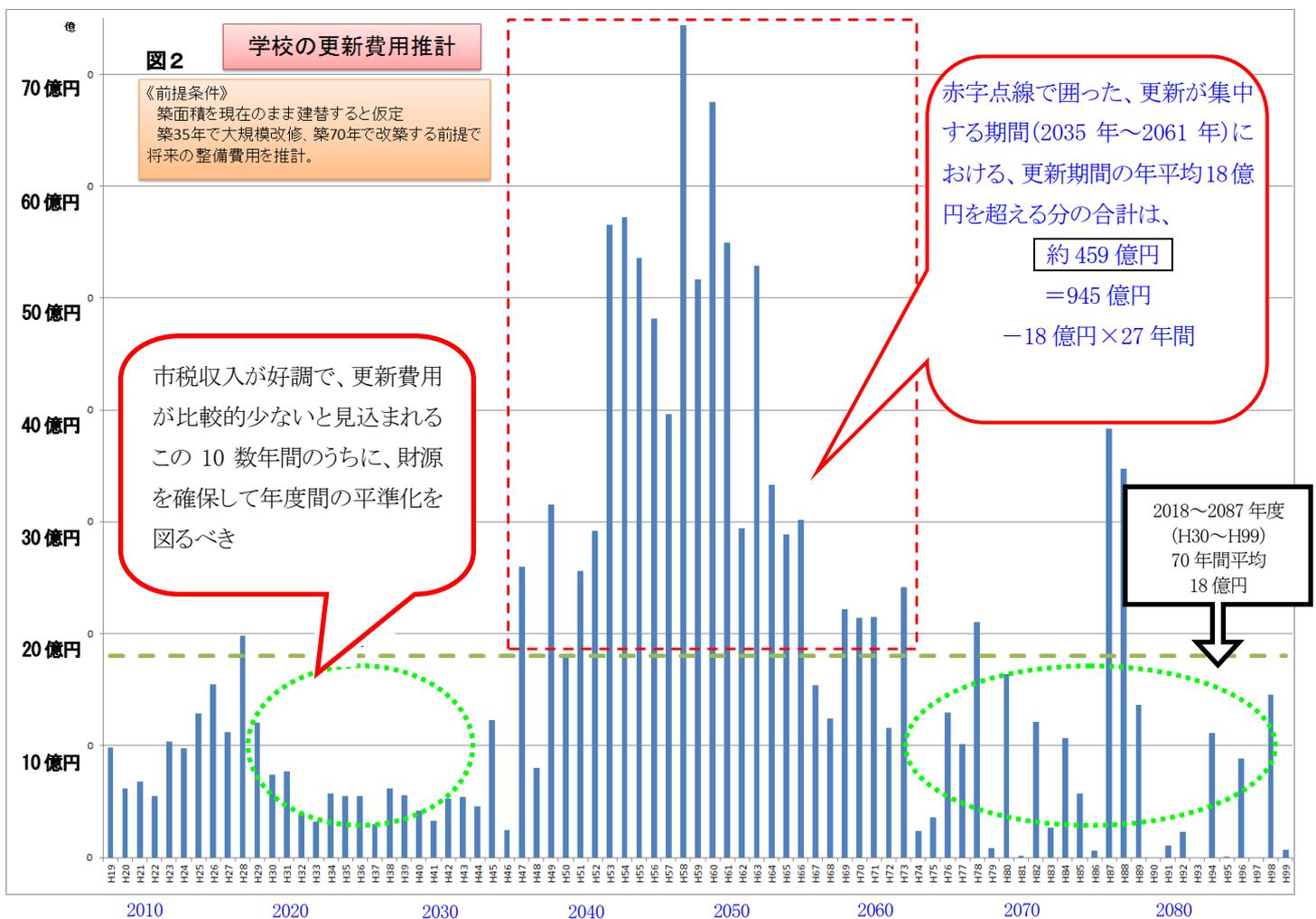
図1 本市が保有する建物の建築年度別延べ床面積と人口推移

この建替のピークや維持補修費用の増加等に対応するため、本市では、2013年(H25)12月に「四日市市アセットマネジメント基本方針」を策定し、予防保全型の維持管理への転換や施設の長寿命化を図るとともに、2014年(H26)4月の総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を受けて、2016年(H28)1月に「四日市市公共施設等総合管理計画」を策定し、目標耐用年数の設定、適切な保有と維持管理等に関する基本的な方針を定めています。

次に、**図2**は、公共施設の延床面積の4割超を占める小中学校の更新費用について、現在の面積規模のまま、築35年で大規模改修、築70年で大規模改築(建替)する想定で、更新費用を推計したものです。

この試算の結果、2018年度(H30)から2087年度(H99)の70年間の総事業費は、1,260.7億円となりました。

現在は数年かけて1校ずつ進めている校舎建替が、ピーク時には2~3校のペースで進める必要があり、本市の体制強化とともに多額の財源確保が今後の大きな課題になります。



○ 大矢知興譲小学校及び朝明中学校の大規模改修について

図2の長期推計は、長期的に小中学校の建替ピーク時期や維持更新の総事業費の規模を概算で把握するため、公共施設の更新費用を簡便に推計するための総務省の試算ソフトに準じて推計したものです。

また、将来の学校統合や教育環境課題への対応などについては現時点で不明であるため、一律の前提条件として、現在の面積規模そのまま建て替える想定で、築年度別の面積に1㎡当たりの改築単価@288,032円/㎡及び大規模改修単価@73,747円/㎡を乗じて、維持更新

費用を推計しています。

そのため、各学校に特有の事情や、学校統合により不要となる経費などは考慮していません。

したがって、大矢知興譲小学校及び朝明中学校についても、図2の長期推計では、他校と同様に、一律の前提条件で維持更新費用を算出しています。

両校については、教育環境課題への対応などで通常の建替や改修とは異なるため、中期財政収支見通しにおいて、この異なる部分も含む概算事業費を見込み、財源を確保しています。

今後も、近い将来については、中期財政収支見通しにおいて概算事業費を見込み、財源を確保する考え方に変わりはありません。

(2) 公共施設等の更新に係る基本的な方針

市町村合併等によって機能が重複する過剰な公共施設等を抱えた自治体がすでに先進的な取り組みを進めていますが、本市においても、人口減少の見通しや更新費用の長期推計結果を踏まえると、将来人口に比して余剰となる恐れのある公共施設等の集約化・複合化、転用、廃止・撤去等により、総延床面積の減少に努め、将来世代の負担を軽減していく必要があります。

(3) 市税収入の見通し

①平成30年度の補正見込み

IT関連企業の法人市民税については、会社分割の動向や利益の見通し等が不明であったことから、平成30年度当初予算に未計上としていましたが、決算発表により税額がほぼ明らかになってきました。

平成30年11月定例月議会では、法人市民税、固定資産税などの市税収入や平成29年度決算の実質収支(決算剰余金)について歳入の増額補正を行うとともに、歳出の基金積立を行う予定です。

②今後の見通し

平成31年度以降の見通しについては、2019年(H31)10月1日からの消費税率10%引上げと同時に、法人住民税法人税割の交付税原資化による税率の引き下げが行われる見込みです。

したがって、本市の法人市民税については、IT関連企業による増収が見込まれるものの、法人税割の交付税原資化に伴う税率の引き下げによって2020年度(H32)から減収の影響が生じ始め、2021年度(H33)以降に通年ベースで約三分の二の額となることから、ここ数年限りの一時的な収入増になると見込んでいます。

○法人税割の交付税原資化に伴う税率の引き下げ

2019年(H31)10月1日以後に開始する事業年度から適用

本市の法人税割率 現行 10.9% → 2019.10.1～ 7.2%

平成30年度当初予算額 法人市民税 56.7億円 → 37.5億円(7.2%換算)

(△19.2億円 通年影響額)

$7.2\% \div 10.9\% \times 100 = 66.1\%$ (約三分の二)

2 制定の内容

新たに四日市市アセットマネジメント基金を設置します。

なお、基金は、次に掲げる場合に限りその全部又はその一部を処分することができます。

- ① 既存の公共施設の建替に要する経費に充てる場合
- ② 既存の公共施設の大規模改修に要する経費に充てる場合
- ③ 既存の公共施設の長寿命化を伴う維持補修に要する経費に充てる場合
- ④ 既存の公共施設の解体撤去に要する経費に充てる場合

(1) 「アセットマネジメント基金」の創設

① 「アセットマネジメント基金」の創設

既存の公共施設の維持更新に要する財源を確保するため、新たに「アセットマネジメント基金」を造成し、長期的な視点から年度間の財源の平準化を図ることとします。

なお、公共施設の統合整理によって余剰となった土地の売却益、賃貸料等は、原則として、このアセットマネジメント基金に積み立てる運用を行います。

《今後のスケジュール》

平成 30 年 8 月定例会議会 新基金設置条例の制定議案を上程



平成 30 年 11 月定例会議会 基金積立の補正予算案を上程

② 「アセットマネジメント基金」の目標年次及び積立目標額

小中学校の建替ピーク時(2035年～2061年)において、更新費用の年平均18億円を超える分の総事業費459億円のうち、国庫支出金及び市債を除く一般財源として約200億円が必要となる見込み。

小中学校の建替を着実に進めるための財源を確保することを最優先とし、建替のピークが始まる17年後の2034年度末(H46)までに200億円を確保する。

このアセットマネジメント基金の目標年次及び積立目標額については、今後、公共施設等総合管理計画の改訂や中期財政収支見通しの策定を行う中で、推計の精度を高めるよう努め、必要に応じて見直すこととする。

また、地区市民センターなどの維持更新費用については、建替の方針や概算費用が明らかになってきた段階で個別に積み上げを行うこととする。

なお、既存の学校施設整備基金(H29末残高16.9億円)については、市立学校の教育環境整備に要する経費の財源として、中学校給食や普通教室エアコンの整備に充当することとし、最終的にはアセットマネジメント基金に統合する。

○ 学校施設整備基金 (H29末残高16.9億円) について

この学校施設整備基金は、中学校給食や普通教室エアコンの整備に全額を充当する見通しです。この学校施設整備基金を全額充当してもなお不足する分については、都市基盤・公共施設等整備基金を充当して対応します。

今回のアセットマネジメント基金については、主として小中学校の計画的な建替に要する財源確保を見据えて創設するものであり、今後も教育環境の充実に努める姿勢に変わりはありません。

○ 新基金による将来世代の負担軽減について

本市では、2016年(H28)1月に四日市市公共施設等総合管理計画を策定しましたが、今後予想される維持更新費用に対し、これまで財源の確保に向けた具体的な考え方を示

していませんでした。

今後、景気減速等により歳入の6割を占める市税収入が大きく減少した場合は、財源の年度間調整のためにある財政調整基金を取り崩して対応せざるを得ません。

財政調整基金に頼ることなく、公共施設の計画的な維持更新を予定通り着実に実施するため、今回のアセットマネジメント基金で財源を担保していきたいと考えています。

3 施行期日

公布の日